

令和 7 年 第 1 回 さくら市議会定例会議案書

No.1

付 議 事 件

第 1 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	さくら市手話言語条例の制定について	市 長	No. 1 P 4
2	さくら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について	”	P 7
3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	”	P 8
4	さくら市職員の給与に関する条例等の一部改正について	”	P 12
5	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	”	P 30
6	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	”	P 31
7	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	”	P 32
8	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正について	”	P 33
9	さくら市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項に規定する緑地面積率等に係る準則を定める条例の一部改正について	”	P 34
10	さくら市都市公園条例の一部改正について	”	P 37
11	さくら市道路占用料徴収条例の一部改正について	”	P 46
12	さくら市公共物管理及び使用料条例の一部改正について	”	P 50
13	令和 6 年度さくら市一般会計補正予算(第 8 号)	”	P 55
14	令和 6 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)	”	P 87
15	令和 6 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)	”	P103

番号	事 件 名	提案者	ページ
16	令和 6 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	市 長	P121
17	令和 6 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	”	P137
18	令和 7 年度さくら市一般会計予算	”	No. 2 P 5
19	令和 7 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計予算	”	No. 3 P 5
20	令和 7 年度さくら市国民健康保険特別会計予算	”	P 19
21	令和 7 年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算	”	P 45
22	令和 7 年度さくら市介護保険特別会計予算	”	P 63
23	令和 7 年度さくら市水道事業会計予算	”	P101
24	令和 7 年度さくら市下水道事業会計予算	”	P125
25	市有財産の無償譲渡について	”	P149
26	市道路線の認定について	”	P150
27	さくら市教育委員会委員の任命同意について	”	P151
報告 1	専決処分事項の報告について（さくら市給食センター新築工事（建築工事）請負契約の変更（第 2 回））	”	P152
報告 2	専決処分事項の報告について（さくら市給食センター新築工事（機械設備工事）請負契約の変更（第 2 回））	”	P154
報告 3	専決処分事項の報告について（さくら市給食センター新築工事（電気設備工事）請負契約の変更（第 2 回））	”	P156
報告 4	専決処分事項の報告について（喜連川中学校屋内運動場等長寿命化改良工事請負契約の変更）	”	P158
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦について（岩崎 奨）	”	P160
諮問 2	人権擁護委員候補者の推薦について（山口 昭子）	”	P161

議案第1号

さくら市手話言語条例の制定について

さくら市手話言語条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市手話言語条例

(目的)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）における手話が言語に含まれるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、もって全ての市民が尊厳を持って共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む

者をいう。

（基本理念）

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話がろう者の日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継がれてきた言語であるという認識の下、手話により情報を取得し、意思疎通を図る権利が尊重されることを基本として推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、手話への理解の促進及び手話の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念について理解を深め、手話を使用しやすい環境の構築に向け、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に基づきろう者が利用しやすいサービスの提供、ろう者が働きやすい環境の整備等に努めるものとする。

（基本的施策の実施）

第7条 市は、第4条の規定に基づき、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- （1） 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
- （2） 手話により情報を取得する機会の推進に関する施策
- （3） 手話通訳者その他のろう者の円滑な意思疎通を支援する者の確保、養成及び支援のための施策
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める施策

2 市は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、市が別に定める障害者の福祉に関する計画との整合性の確保を図るものとする。

（財政措置）

第8条 市は、前条第1項各号に掲げる施策を推進するために必要があると認めるときは、予算の範囲内において財政上の措置

を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第2号

さくら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
の一部改正について

さくら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
の一部を改正する条例

さくら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成29年さくら市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条第1項」を「第16条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第3号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年さくら市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表の1の項右欄を次のように改める。

地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの

健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（4の項及び7の項において「医療保険各法」という。）による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表の4の項中「健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（7の項において「医療保険各法」という。）」を「医療保険各法」に改め、同表に次のように加える。

13 市長	軽度又は中等度の難聴児の補聴器の購入等に要する経費に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	障害者等に対する日常生活用具の給付又は貸与に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による指定難病要支援者に対する証明に関する情報であって規則で定めるもの
15 市長	障害者の住宅改修費給付事業の利用に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

16 市長	障害者の移動支援事業の利用に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	障害者の地域活動支援センターの利用に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	障害者の福祉ホームの利用に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	障害者の日中一時支援事業の利用に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第4号

さくら市職員の給与に関する条例等の一部改正について

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(さくら市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第4条第5項中「次項」の次に「各号」を加え、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号給）」を削り、同条第6項中「55歳を超える」を「次に掲げる」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 55歳を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2

号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

第8条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に、「前項の前項」を「前項の規定」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の2第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加え、同条を第9条の4とし、第9条の次に次の2条を加える。

（地域手当）

第9条の2 地域手当は、職員の在勤する地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して市規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる市規則で定める地域に在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合（以下「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の20
- (2) 2級地 100分の16
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の8
- (5) 5級地 100分の4

3 前項の地域手当の級地は、市規則で定める。

第9条の3 前条第1項の市規則で定める地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合（職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として市規則で定める場合に限る。）において、当該異動（以下この項において単に「異動」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手

当の支給割合（前条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（前条第2項各号に定める割合をいい、市規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で市規則で定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に在勤する地域が前条第1項の市規則で定める地域に該当しないこととなるときは、異動の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（前条第3項の市規則で定める級地の変更により、異動後の支給割合が当該異動の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他市長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、市長の定めるところによる。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に前条第3項の市規則で定める級地の変更により当該異動の日の前日の異動前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

- 2 さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第166号）の適用を受ける職員、さくら市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第51号）、特別職に属する常勤の職員、地方公務員、国家公務員又はさくら市公益的

法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年条例第34号）第11条第1号に規定する退職派遣者であった者が、引き続き行政職給料表の適用を受ける職員となり、市規則で定める本市の級地以外の級地が適用される地域又は地域手当の支給対象とならない地域に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

第10条第1項第1号中「有料の道路（以下この項から第3項まで）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第5項」に改め、「ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「（第1号）」を「（第1号、次項及び第5項）」に改め、「でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

第10条第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）

からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員の通勤手当の額について準用する。

第10条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月額で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第10条の2第3項を次のように改める。

- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第16条第1項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、同条第2項中「給料の月額」の次に「、これに対する地域手当の月額」を加える。

第16条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮し

て市規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に、「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

第17条第4項中「月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第5項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第17条の4第2項第1号中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、「、6月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）」を「100分の125」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75」を「100分の50」に、「100分の58.75）、12月に支給する場合には100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）」を「100分の60」に改め、同条第3項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第17条の5中「から第9条の2まで」を削る。

第17条の6の見出し中「扶養手当等」を「管理職手当等」に改め、同条中「扶養手当」を「地域手当」に改める。

第18条第2項から第5項までの規定中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第1条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300

	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
	86	256,000	297,100	346,000				

	87	256,300	297,400	346,400				
	88	256,600	297,700	346,800				
	89	256,900	298,000	347,000				
	90	257,200	298,300	347,400				
	91	257,500	298,600	347,800				
	92	257,800	299,000	348,200				
	93	258,100	299,200	348,400				
	94		299,400	348,800				
	95		299,700	349,200				
	96		300,100	349,500				
	97		300,300	349,800				
	98		300,600	350,200				
	99		301,000	350,600				
	100		301,400	351,000				
	101		301,600	351,500				
	102		301,900	351,900				
	103		302,200	352,300				
	104		302,500	352,700				
	105		302,700	353,200				
	106		303,000	353,600				
	107		303,300	353,900				
	108		303,600	354,200				
	109		303,800	354,700				
	110		304,200					
	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700

別表第2中

「

6級	課長の職務 農業委員会事務局長の職務 監査委員事務局長の職務
----	--------------------------------------

」を

「

6級	課長の職務 農業委員会事務局長の職務 監査委員事務局長の職務 副参事の職務
----	--

」に改める。

（さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第2条 さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成30年さくら市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第10条第1項中「第7条から第9条まで、第9条の2及び第17条の4」を「第7条から第8条まで及び第9条の4」に、同条第2項中「及び第17条第2項」を「、第17条第2項及び第17条の4第2項第1号」に、「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」とする」を「100分の95」と、給与条例第17条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする」に改める。

（さくら市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 さくら市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年さくら市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

（地域手当）

第4条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる規則で定める地域に在勤する職員についても、同様とする。

第19条の2中「及び第5条」を削る。

（さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 さくら市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年さくら市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条の次に次の1条を加える。

（地域手当）

第5条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる規則で定める地域に在勤する職員についても、同様とする。

第15条の2を削る。

第21条中「及び第6条」を削る。

（さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「給料」の次に「、地域手当」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の地域手当）

第6条の2 給与条例第9条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第15条中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第17条第1項中「適用して得た額」の次に「に、当該額を基礎として給与条例第9条の2の規定により算定した地域手当の額に相当する額を加算した額」を加える。

第24条第1項中「月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加える。

第24条の2第1項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第30条第2項中「第8項」を「第9項」に改める。

（さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

第6条 さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年さくら市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者）」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者）」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病の予防」を「、疾病の予防」に、「その子の世話を行う」を「その子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする」に、「小学校就学の始期に達するまでの子が」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が」に、「原則として連続する5日」を「原則として連続する6日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてさくら市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替

日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第2項中「(5)重度心身障害者」とあるのは、

「(5)重度心身障害者

(6)配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 5 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額は、第1条改正後給与条例第9条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、市規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、市規則で定める。

（切替日前に異動のあった職員等の地域手当に関する経過措置）

- 6 切替日から令和10年3月31日までの間に第1条改正後給与条例第9条の3第1項に規定する異動のあった職員については、同条第1項中「前条第2項各号に定める割合をいう」とあるのは「前条第2項各号に定める割合又はさくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年さくら市条例第 号。以下この条において「令和7年改正条例」という。）附則第5項の市規則で定める割合をいう」と、「前条第2項各号に定める割合をいい」とあるのは「前条第2項各号に定める割合又は令和7年改正条例附則第5項の市規則で定める割合をいい」と、「前条」とあるのは「前条又は令和7年改正条例附則第5項」と、「変更により」とあるのは「変更又は令和7年改正条例附則第5項の市規則で定める級地の区分、同条の市規則で定める割合若しくは同条後段の市規則で定める級地の変更により」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令

和7年改正条例附則第5項の市規則で定める級地の区分、同条の市規則で定める割合若しくは同条後段の市規則で定める級地の変更」として、同条の規定を適用する。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

- 7 第1条改正給与条例第10条第4項及び第10条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(市規則への委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(さくら市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 9 さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成17年3月28日条例第39号）の一部を次のように改正する。

第20条の表第17条の5の項中

「

定年前再任用短 時間勤務職員	任期付短時間勤 務職員
-------------------	----------------

」を

「

第4条第3項から 第9項まで及び 第8条	第8条、第9の4及 び第10条の2
定年前再任用短 時間勤務職員	任期付短時間勤 務職員

」に改める。

附則別表（附則第２条関係）

号俸の切替表

旧号俸	新号俸				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16

33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	

70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				

107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

議案第 5 号

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 167.5、12 月に支給する場合には 100 分の 172.5」を「100 分の 170」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 167.5、12 月に支給する場合には 100 分の 172.5」を「100 分の 170」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例（平成 17 年さくら市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

公民館運営審議会委員	年額 15,000 円
------------	-------------

」を

「

公民館運営審議会委員	年額 15,000 円
学校運営協議会委員	年額 15,000 円

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正について

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成26年さくら市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 9 号

さくら市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項に規定する緑地面積率等に係る準則を定める条例の一部改正について

さくら市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項に規定する緑地面積率等に係る準則を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項に規定する緑地面積率等に係る準則を定める条例の一部を改正する条例

さくら市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項に規定する緑地面積率等に係る準則を定める条例（平成 29 年さくら市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

工場立地法第 4 条の 2 第 1 項に基づき緑地面積率等に係る準則を定める条例

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

（工場立地に関する準則等の公表）

第 3 条 法第 4 条の 2 第 1 項の規定により、緑地面積率等に係る準則（同条第 3 項に規定する範囲を含む。）を次の表のとおり定める。

区 域 の 区 分	区域の範囲	緑地面積の 敷地面積に 対する割合	環境施設面積 の敷地面積に 対する割合
第 1 種 区域	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する準工業地域	100 分の 10 以上	100 分の 15 以 上
第 2 種 区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域及び工業専用地域	100 分の 5 以上	100 分の 10 以 上
第 3 種 区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない区域	100 分の 10 以上	100 分の 15 以 上

2 前項の規定にかかわらず、工場立地法施行規則（昭和 49 年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 1 号。以下この項において「規則」という。）第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第 1 号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率（緑地の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た面積の 100 分の 50 の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

（敷地が 2 以上の区域にわたる場合の適用）

第 4 条 特定工場の敷地が前条に規定する区域又は前条に規定する区域以外の区域のうち 2 以上の区域にわたる場合における前条の規定の適用については、前条に規定する区域のいずれかの区域の敷地の割合が最も高いときは当該割合が最も高い区域に係る規定を当該特定工場の敷地の全部に適用し、前条に規定する区域以外の敷地の割合が最も高いときは前条の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用しない。

本則に次の 1 条を加える。

（市に隣接する地方公共団体の長との協議）

第 5 条 特定工場の敷地が市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に掲げる場合を除き、昭和 49 年 6 月 28 日に設置され、又は設置のための工事が行われていた特定工場（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第 3 条の規定にかかわらず、工場立地に関する準則（平成 10 年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第 1 号。以下「法準則」という。）備考第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定を準用する。この場合において、法準則備考第 1 項第 2 号中「0.2」とあるのは既存工場等が第 1 種区域又は第 3 種区域に存する場合にあっては「0.1」と、第 2 種区域に存する場合にあっては「0.05」と、同項第 3 号中「0.25」とあるのは既存工場等が第 1 種区域又は第 3 種区域に存する場合にあっては「0.15」と、第 2 種区域に損する場合にあっては「0.1」と読み替えるものとする。
- 3 法準則別表第 1 の業種の区分欄に掲げる 2 以上の業種に属する既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、第 3 条の規定にかかわらず、法準則備考第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定を準用する。この場合において、法準則備考第 3 項第 1 号中「0.2」とあるのは既存工場等が第 1 種区域又は第 3 種区域に存する場合にあっては「0.1」と、第 2 種区域に存する場合にあっては「0.05」と、同項第 2 号中「0.25」とあるのは既存工場等が第 1 種区域又は第 3 種区域に存する場合にあっては「0.15」と、第 2 種区域に存する場合にあっては「0.1」と読み替えるものとする。

議案第 10 号

さくら市都市公園条例の一部改正について

さくら市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市都市公園条例の一部を改正する条例

さくら市都市公園条例（平成 17 年さくら市条例第 155 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下「令」という。）及び都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）に定めるもののほか、」を「第 18 条の規定に基づき、法第 2 条の 2 の規定により」に改める。

第 3 条を削る。

第 2 条の 2 第 2 項第 1 号中「令第 6 条第 1 項第 1 号」を「都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下この条において「令」という。）第 6 条第 1 項第 1 号」に改め、同条を第 3 条とする。

第 8 条を削る。

第 7 条第 1 項中「市の管理する公園施設で」を「公園施設等のうち」に改め、同条第 2 項中「及び供用時間」を削り、同条を第 8 条とする。

第 6 条を削る。

第 5 条中「、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 3 条第 1 項若しく

は第 3 項の許可に係るものについて」を「又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可を受けている場合において」に改め、同条第 1 号中「・備品」を「及び備品（以下「公園施設等」という。）」に改め、同条第 8 号中「場所へ」を「場所に」に、「止めて置く」を「停車し、若しくは駐車する」に改め、同条第 9 号中「立入禁止区域」を「市長が別に指定する立入禁止区域」に改め、同条を第 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（行為の制限）

第 7 条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、設置管理者許可者又は占用許可者は、この限りでない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 展示会、博覧会その他これに類する催しをすること。
 - (4) 興行を行うこと。
 - (5) 花火その他火気を使用すること（第 1 号の規定に該当しない行為に限る。）。
- 2 前項の規定により許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、当該変更の内容を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第 1 項各号に掲げる行為が公衆の都市公園利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の規定による許可を与えることができる。
- 5 市長は、第 1 項又は第 3 項の規定により許可を与える場合は、都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

第 4 条を次のように改める。

（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）

第 4 条 法第 5 条第 1 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設（法第 2 条第 2 項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）を設けようとするとき

- ア 設ける目的
- イ 設ける期間
- ウ 公園施設の種類
- エ 設ける場所及び面積
- オ 公園施設の構造
- カ 公園施設の管理の方法
- キ 工事の実施方法
- ク 工事の着手及び完了の時期
- ケ 都市公園の復旧方法
- コ アからケまでに掲げるもののほか、市長が指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき

- ア 管理する目的
- イ 管理する期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき

- ア 公園施設の種類
- イ 変更事項及び理由
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が指示する事項

2 市長は、第 9 条第 2 項の規定を適用する場合においては、当該一般競争入札又は指名競争入札の落札者に対し、法第 5 条第 1 項の許可をする。

3 法第 5 条第 1 項の規定により公園施設を設ける許可を受けた者は、当該設置に関する工事を完了した場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

4 法第 5 条第 1 項の規定により許可を受けた者（以下「設置管理許可者」という。）は、当該設置又は管理を廃止した場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（都市公園の占用の許可）

第 5 条 法第 6 条第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 工作物その他の物件又は施設（以下この条において「占用物件」

という。)の種類

(2) 占用する面積

(3) 占用物件の管理の方法

(4) 工事の実施方法

(5) 工事の着手及び完了の時期

(6) 都市公園の復旧方法

(7) 前各号に掲げる事項のほか、市長が指示するもの

- 2 法第6条第3項ただし書に規定する条例で定める軽微な変更は、都市公園の利用又は効用に影響を与えない変更で規則で定めるものとする。
- 3 法第6条第1項又は第3項の規定により許可を受けた者（以下「占用許可者」という。）は、当該占用物件の設置に関する工事を完了したとき又は当該占用を廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

第9条から第11条までを削る。

第12条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条第1項を次のように改める。

設置管理許可者のうち現に公園施設を設け、又は管理するものは、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

第12条第2項中「前項の使用料」を「前各項の規定による使用料及び占用料（以下「使用料等」という。）の納付」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加え、同条を第9条とする。

- 2 前項に掲げる公園施設が法第2条第2項第7号に掲げる便益施設（別表第2において「便益施設」という。）の場合においては、市長は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する使用料の額を一般競争入札又は指名競争入札により定めることができる。
- 3 占用許可者のうち現に都市公園を占用するものは、占用料を納付しなければならない。この場合において、当該占用料の額は、さくら市道路占用料徴収条例（平成17年さくら市条例第157号）第2条の規定を準用する。
- 4 第7条第1項又は第3項の規定により許可を受けた者（以下「行為許可者」という。）のうち現に行為をするものは、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。
- 5 前条第3項の規定により許可を受けた者（以下「有料施設利用許可者」という。）のうち現に有料公園施設を利用するものは、別表第1に

掲げる額の使用料を納付しなければならない。

第 13 条（見出しを含む。）中「使用料」を「使用料等」に改め、同条を第 10 条とする。

第 14 条（見出しを含む。）中「使用料」を「使用料等」に改め、同条を第 11 条とする。

第 15 条及び第 16 条を削る。

第 17 条中「都市公園施設等の利用者」を「設置管理許可者、占用許可者、行為許可者又は有料施設利用許可者」に改め、「目的以外に」の次に「都市公園を」を加え、同条を第 12 条とする。

第 18 条中「又は利用を取り消され、若しくは停止されたときは、利用者は直ちに」を「は、当該者は、直ちに当該公園施設等を」に改め、同条に次の 2 項を加え、同条を第 13 条とする。

- 2 公園施設等を破損し、滅失したことにより、前項の規定により現状に復すことが困難な場合は、当該者は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 設置管理許可者又は占用許可者は、法第 10 条第 1 項の規定により都市公園を現状に回復した場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

第 13 条の次に次の 5 条を加える。

（監督処分）

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する行為許可者又は有料施設利用許可者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。この場合において、原状回復が困難なときは、前条第 2 項の規定を準用する。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
 - (2) 第 7 条第 5 項の規定により付する条件又は第 8 条第 3 項の規定による許可に付した条件に違反している者
 - (3) 偽りその他不正の手段により、第 7 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 8 条第 3 項の規定による許可を受けた者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都市公園を利用する者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の使用に著しく支障が生じた場合

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

- 3 法第 27 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する必要な措置を命ぜられた者又は前 2 項の規定により第 1 項に規定する必要な措置を命ぜられた者は、当該措置が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(工作物等を保管した場合の公示)

第 15 条 法第 27 条第 5 項の規定による公示は、保管を始めた日から起算して 14 日間、次項各号に掲げる事項をさくら市公告式条例（平成 17 年さくら市条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示することで行わなければならない。

- 2 法第 27 条第 5 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前 3 号に掲げる事項のほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

- 3 市長は、第 1 項に規定する方法による公示を行うとともに建設部都市整備課の事務所に保管工作物等一覧簿を備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価格の評価等)

第 16 条 法第 27 条第 6 項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

- 2 法第 27 条第 6 項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められ

る工作物等については、随意契約により売却することができる。

（都市公園の区域の変更及び廃止）

第 17 条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、所在地又は変更若しくは廃止に係る区域その他市長が必要と認める事項を公告しなければならない。

（私権の制限）

第 18 条 都市公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したときは、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第 20 条第 1 号を削り、同条第 2 号中「第 5 条」を「第 6 条」に改め、同号を同条第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(2) 第 7 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して同条第 1 項各号に掲げる行為をした行為許可者

第 20 条第 3 号を次のように改める。

(3) 第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定による市長の命令に違反した行為許可者又は有料施設利用許可者

第 21 条の見出しを削る。

別表第 1 中「第 7 条、第 12 条」を「第 8 条、第 9 条」に改め、同表の 2 の (1) の表プールの項を削り、同表備考 2 中「(プールの項を除く。)」を削り、同表中備考 3 及び備考 4 を削り、備考 5 を備考 3 とし、同表の 2 の (2) の表中「プールのシャワー設備を除く。」を削り、同表の 3 の表中テニスコートの項を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 9 条関係）

公園施設の種類	使用料の額
1 法第 2 条第 2 項 第 5 号に規定する運動施設	その都度市長が定める額
2 便益施設	次に掲げる額の合計額 (1) 当該便益施設の売上高（消費税額を除く） の 10%以上の額で市長が別に定める額 (2) 当該便益施設の管理に係る光熱水費の額

別表に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 9 条関係）

行為の区分	使用料の額
1 第7条第1項第1号に掲げる行為	1平方メートル当たり日額20円
2 第7条第1項第2号に掲げる行為のうち写真の撮影	日額500円
3 第7条第1項第2号に掲げる行為のうち映画の撮影	日額1,000円
4 第7条第1項第3号に掲げる行為	1平方メートル当たり日額5円
5 第7条第1項第4号に掲げる行為	1平方メートル当たり日額10円
6 第7条第1項第5号に掲げる行為	その都度市長が定める額

備考 都市公園のうち市長が別に指定する場所で第7条第1項第1号に掲げる行為をする場合において、火気を使用するときの使用料の額は、1の項の規定にかかわらず、1平方メートル当たり日額40円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の3の表の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさくら市都市公園条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項若しくは第3項又は第7条第3項の規定によりされている許可は、それぞれこの条例による改正後のさくら市都市公園条例（以下「新条例」という。）第7条第1項若しくは第3項又は第8条第3項の規定によりされた許可とみなす。この場合において、旧条例第3条第5項の規定により付した条件は、新条例第7条第5項の規定により付した条件とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第3条第2項若しくは第3項又は第7条第3項の規定によりされている申請書の提出は、それぞれ新条例第7条第2項若しくは第3項又は第8条第3項の規定によりされた申請書の提出とみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、旧条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新条例の規定に相当の規定があるものは、こ

これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 11 号

さくら市道路占用料徴収条例の一部改正について

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

さくら市長 花 塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

さくら市道路占用料徴収条例（平成 17 年さくら市条例第 157 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

「

420
650
880
380
610
830
38
4
2
370

480
730
990
430
680
940
43
4
3
420

230	260
760	850
320	360
960	870
760	850
16	18
23	26
34	38
45	51
68	77
91	100
160	180
230	260
450	510
2	3
8	9
610	680
380	430
230	260
760	850
760	850
$A \times 0.005$	$A \times 0.004$
$A \times 0.008$	$A \times 0.006$
$A \times 0.01$	$A \times 0.007$
480	430
290	260
760	850
10	9
96	87

」を」に、

「

道 路 法 施 行 令（昭和	看 板（アーチ であるものを	一 時 的 に 設 け る も の	表 示 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1	96
-------------------	-------------------	----------------------	----------------------------------	----

27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	除く。)		月	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960
	標識		1本につき1年	610
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10
		その他のもの	1本につき1月	96
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960
		その他のもの		480

」を

「

道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870
	標識		1本につき1年	680
	旗ざお		1本につき1月	87
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87

	アーチ	1基につき1月	870
--	-----	---------	-----

」に、

「

760
A × 0. 033
96
A × 0. 019
A × 0. 023
A × 0. 005
A × 0. 008
A × 0. 01
A × 0. 033
A × 0. 019
A × 0. 013
A × 0. 023
A × 0. 013
A × 0. 019
A × 0. 023
A × 0. 033
A × 0. 033
A × 0. 033

」を

「

850
A × 0. 031
87
A × 0. 014
A × 0. 017
A × 0. 004
A × 0. 006
A × 0. 007
A × 0. 025
A × 0. 019
A × 0. 014
A × 0. 022
A × 0. 014
A × 0. 019
A × 0. 022
A × 0. 031
A × 0. 025
A × 0. 031

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に第 4 条第 1 項の許可を受けた者から徴収する使用料等については、なお従前の例による。

議案第 12 号

さくら市公共物管理及び使用料条例の一部改正について

さくら市公共物管理及び使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市公共物管理及び使用料条例の一部を改正する条例

さくら市公共物管理及び使用料条例（平成 17 年さくら市条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

420
650
880
380
610
830
32
38
4
2

370
230
760
320
960
760
16
23
34
45
68
91
160
230
450
760
$A \times 0.005$
$A \times 0.008$
$A \times 0.01$
480
290
760
10
96
96
960
610
10
96
10

420
260
850
360
870
850
18
26
38
51
77
100
180
260
510
850
$A \times 0.004$
$A \times 0.006$
$A \times 0.007$
430
260
850
9
87
87
870
680
10
87
9

」を

」に、

「

看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1	96
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	960
	標識		1 本につき 1 年	610
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	10
		その他のもの	1 本につき 1 月	96
	幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	10
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	96
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	960
		その他のもの		480

」を

「

看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	87
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	870
	標識		1 本につき 1 年	680
	旗ざお		1 本につき 1 月	87
	幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設で	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	9

	あるものを除く。)	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87
	アーチ		1基につき1月	870

」に、

「

760
96

「

850
87

」を

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に第4条第1項の許可を受けた者から徴収する使用料等については、なお従前の例による。

議案第13号

令和6年度さくら市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度さくら市の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億9,133万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252億1,888万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加、変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年2月26日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款					項								
11	地	方	交	付	税								
						1	地	方	交	付	税		
15	国	庫	支	出	金								
						1	国	庫	負	担	金		
						2	国	庫	補	助	金		
16	県	支	出	金									
					1	県	負	担	金				
					2	県	補	助	金				
					3	委	託	金					
17	財	産	収	入									
					1	財	産	運	用	収	入		
18	寄	附			金								
						1	寄	附	金				
19	繰	入			金								
						1	特	別	会	計	繰	入	金
						2	基	金	繰	入	金		
20	繰	越			金								
						1	繰	越	金				
22	市				債								
						1	市	債					
歳入						合 計							

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,272,035	218,393	3,490,428
3,272,035	218,393	3,490,428
3,813,717	109,111	3,922,828
2,637,389	△54,159	2,583,230
1,166,559	163,270	1,329,829
1,589,995	28,917	1,618,912
1,039,661	△10,616	1,029,045
418,726	41,787	460,513
131,608	△2,254	129,354
60,534	5,948	66,482
59,685	5,948	65,633
700,007	160,000	860,007
700,007	160,000	860,007
1,545,110	△1,267,699	277,411
74,099	16,831	90,930
1,471,011	△1,284,530	186,481
591,363	1,073,663	1,665,026
591,363	1,073,663	1,665,026
1,501,580	1,563,000	3,064,580
1,501,580	1,563,000	3,064,580
23,327,552	1,891,333	25,218,885

歳 出

款		項
2 総務費		
	1 総務管理費	
	4 選挙費	
3 民生費		
	1 社会福祉費	
	2 児童福祉費	
4 衛生費		
	1 保健衛生費	
5 農林水産業費		
	1 農業費	
6 商工費		
	1 商工費	
7 土木費		
	1 土木管理費	
	2 道路橋梁費	
	4 都市計画費	
	5 住宅費	
9 教育費		
	6 保健体育費	
11 公債費		
	1 公債費	
歳 出		合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
2,986,218	109,040	3,095,258
2,521,245	113,638	2,634,883
50,942	△4,598	46,344
7,923,279	△89,572	7,833,707
3,476,984	△37,949	3,439,035
3,717,255	△51,623	3,665,632
1,662,319	13,541	1,675,860
950,140	13,541	963,681
607,760	124,310	732,070
586,690	124,310	711,000
1,856,863	0	1,856,863
1,856,863	0	1,856,863
2,431,248	△68,162	2,363,086
157,993	△9,054	148,939
906,972	△9,000	897,972
1,264,050	△50,108	1,213,942
82,233	0	82,233
3,048,231	1,835,176	4,883,407
754,709	1,835,176	2,589,885
1,750,000	△33,000	1,717,000
1,750,000	△33,000	1,717,000
23,327,552	1,891,333	25,218,885

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公用車管理事務	5,850
5 農林水産業費	1 農業費	農業用ため池防災減災対策事業	98,700
7 土木費	1 土木管理費	木造住宅耐震診断・改修事業	2,100
7 土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	71,712
7 土木費	2 道路橋梁費	道路改良事業	125,382
7 土木費	2 道路橋梁費	市道U1-10号道路改良事業	12,529
7 土木費	4 都市計画費	桜の郷づくり事業	27,500
9 教育費	2 小学校費	小学校施設補修整備事業	325,974
9 教育費	6 保健体育費	給食センター建設事業	1,917,296
10 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	35,000

変 更

(単 位 : 千 円)

款	項	事 業 名	補 正 前 の 額	補 正 後 の 額
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	児 童 館 等 管 理 運 営 事 業	5,135	9,135

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公有財産管理運用事業費	22,600	普通貸借又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	5,400	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
卯の里庁舎改修事業費	3,500				0			
保育施設整備事業費	50,400				28,300			
総合交流ターミナル整備事業費	14,000				0			
市の堀用水改修事業費	2,500				27,200			
農業用ため池防災減災対策事業費	2,700				18,400			
市道整備事業費	480,200				481,100			
公営住宅整備事業費	17,500				0			
都市公園施設整備事業費	28,500				18,900			
橋梁整備事業費	9,000				0			
総合公園整備事業費	5,900				0			
給食センター建設事業費	96,700				1,750,200			
喜連川高校跡地整備事業費	3,800				0			
菖蒲沢公園整備事業費	4,000				0			
温泉施設維持管理事業費	25,200				0			

令和6年度さくら市一般会計補正予算
(第8号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款					補 正 前 の 額	
11	地	方	交	付	税	3,272,035
15	国	庫	支	出	金	3,813,717
16	県		支	出	金	1,589,995
17	財	産		収	入	60,534
18	寄		附		金	700,007
19	繰		入		金	1,545,110
20	繰		越		金	591,363
22	市				債	1,501,580
歳 入 合 計						23,327,552

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
218,393	3,490,428	
109,111	3,922,828	
28,917	1,618,912	
5,948	66,482	
160,000	860,007	
△1,267,699	277,411	
1,073,663	1,665,026	
1,563,000	3,064,580	
1,891,333	25,218,885	

歳 出

款			補正前の額	補 正 額
2	総	務 費	2,986,218	109,040
3	民	生 費	7,923,279	△89,572
4	衛	生 費	1,662,319	13,541
5	農	林 水 産 業 費	607,760	124,310
6	商	工 費	1,856,863	0
7	土	木 費	2,431,248	△68,162
9	教	育 費	3,048,231	1,835,176
11	公	債 費	1,750,000	△33,000
歳 出 合 計			23,327,552	1,891,333

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
3, 095, 258	△2, 254	△20, 700	105, 948	26, 046	
7, 833, 707	△67, 889	△22, 100		417	
1, 675, 860				13, 541	
732, 070	45, 650	26, 400		52, 260	
1, 856, 863		△25, 200		25, 200	
2, 363, 086	△19, 100	△35, 200		△13, 862	
4, 883, 407	181, 621	1, 639, 800		13, 755	
1, 717, 000				△33, 000	
25, 218, 885	138, 028	1, 563, 000	105, 948	84, 357	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
11		地方交付税	3,272,035	218,393	3,490,428
	1	地方交付税	3,272,035	218,393	3,490,428
	1	1 地方交付税	3,272,035	218,393	3,490,428

15		国庫支出金	3,813,717	109,111	3,922,828
	1	国庫負担金	2,637,389	△54,159	2,583,230
	1	1 民生費国庫負担金	2,636,389	△54,159	2,582,230
	2	国庫補助金	1,166,559	163,270	1,329,829
		2 民生費国庫補助金	166,404	△2,076	164,328
		5 土木費国庫補助金	234,937	△16,275	218,662
		6 教育費国庫補助金	3,518	181,621	185,139

16		県支出金	1,589,995	28,917	1,618,912
	1	県負担金	1,039,661	△10,616	1,029,045
	1	1 民生費県負担金	1,011,044	△10,616	1,000,428

11 地方交付税
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	218,393	普通交付税 218,393

2 児童福祉費負担金	△52,296	児童手当国庫負担金 (37/45, 4/6) 子どものための教育・保育給付費国庫負担金 (1/2) 子育てのための施設等利用給付費 (1/2)	△100,345 48,460 △411
4 保険基盤安定負担金	△1,697	保険基盤安定負担金 (支援分) (1/2)	△1,697
7 未就学児均等割保険料負担金	△98	未就学児均等割保険料負担金 (1/2)	△98
9 産前産後保険料負担金	△68	産前産後保険料負担金 (1/2)	△68
1 社会福祉費補助金	△2,076	重層的支援体制整備事業費補助金(高齢課所管)	△2,076
1 土木費補助金	△4,265	住宅・建築物安全ストック形成事業 (防災・安全交付金) (1/2)	△4,265
2 都市整備費補助金	△12,010	公園施設長寿命化対策支援事業 (防災・安全交付金) (1/2) 空き家対策総合支援事業 コンパクトシティ形成支援事業補助金 (1/2)	△10,700 △750 △560
5 学校建設費補助金	181,621	学校施設環境改善交付金	181,621

3 児童福祉費負担金	340	児童手当県負担金 (4/45, 1/6) 子どものための教育・保育給付費県負担金 (1/4) 子育てのための施設等利用費 (1/4)	△23,685 24,230 △205
5 保険基盤安定負担金	△10,873	保険基盤安定負担金 (軽減分) (3/4) 保険基盤安定負担金 (支援分) (1/4)	△10,024 △849
8 未就学児均等割保険料負担金	△49	未就学児均等割保険料負担金 (1/4)	△49

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
	2	県補助金	418,726	41,787	460,513
		2 民生費県補助金	256,361	△1,038	255,323
		4 農林水産業費県補助金	127,618	44,850	172,468
		6 土木費県補助金	4,020	△2,025	1,995
	3	委託金	131,608	△2,254	129,354
		1 総務費委託金	129,431	△2,254	127,177

17		財産収入	60,534	5,948	66,482
	1	財産運用収入	59,685	5,948	65,633
		3 債券等運用益	0	5,948	5,948

18		寄附金	700,007	160,000	860,007
	1	寄附金	700,007	160,000	860,007
		3 ふるさとづくり寄附金	700,001	160,000	860,001

19		繰入金	1,545,110	△1,267,699	277,411
	1	特別会計繰入金	74,099	16,831	90,930
		1 介護保険特別会計繰入金	74,098	3,114	77,212
		2 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	13,717	13,718
	2	基金繰入金	1,471,011	△1,284,530	186,481
		1 財政調整基金繰入金	724,772	△684,530	40,242
		2 減債基金繰入金	600,000	△600,000	0

節		説 明	
区 分	金 額		
9 産前産後保険料負担金	△34	産前産後保険料負担金 (1/4)	△34
1 社会福祉費補助金	△1,038	重層的支援体制整備事業費補助金(高齢課所管)	△1,038
1 農業費補助金	45,650	担い手への農地集積推進事業 栃木の米づくりプロジェクト推進事業補助金 農地利用効率化等支援交付金 農業用ため池防災減災対策事業	△3,000 △3,600 △9,000 61,250
2 林業費補助金	△800	とちぎ材の家づくり耐震支援事業補助金 (10/10)	△800
1 土木費補助金	△2,025	民間住宅耐震改修助成事業補助金 (1/4) ブロック塀等撤去等事業補助金 (1/4)	△2,000 △25
4 選挙費委託金	△2,254	栃木県知事選挙費	△2,254

1 債券等売却益	5,948	債券等売却益	5,948

1 ふるさとづくり寄附金	160,000	ふるさとづくり寄附金 プロサッカーによる地域の元気づくり寄附金	60,000 100,000

1 介護保険特別会計繰入金	3,114	介護保険特別会計繰入金	3,114
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	13,717	後期高齢者医療特別会計繰入金	13,717
1 財政調整基金繰入金	△684,530	財政調整基金繰入金	△684,530
1 減債基金繰入金	△600,000	減債基金繰入金	△600,000

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	591,363	1,073,663	1,665,026
	1	繰越金	591,363	1,073,663	1,665,026
		1 繰越金	591,363	1,073,663	1,665,026

22		市債	1,501,580	1,563,000	3,064,580
	1	市債	1,501,580	1,563,000	3,064,580
		1 総務債	80,380	△20,700	59,680
		2 民生債	50,400	△22,100	28,300
		4 農林水産業債	46,200	26,400	72,600
		5 土木債	582,200	△35,200	547,000
		7 教育債	607,300	1,639,800	2,247,100
		9 商工債	25,200	△25,200	0

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	1,073,663	前年度繰越金 1,073,663

2 公有財産管理運用事業債	△17,200	公有財産管理運用事業費 △17,200
3 卯の里庁舎改修事業債	△3,500	卯の里庁舎改修事業費 △3,500
1 保育施設整備事業債	△22,100	保育施設整備事業費 △22,100
2 総合交流ターミナル整備事業債	△14,000	総合交流ターミナル整備事業費 △14,000
5 市の堀用水改修事業債	24,700	市の堀用水改修事業費 24,700
6 農業用ため池防災減災対策事業債	15,700	農業用ため池防災減災対策事業費 15,700
2 市道整備事業債	900	市道整備事業費 900
5 公営住宅整備事業債	△17,500	公営住宅整備事業費 △17,500
8 都市公園施設整備事業債	△9,600	都市公園施設整備事業費 △9,600
23 橋梁整備事業債	△9,000	橋梁整備事業費 △9,000
1 総合公園整備事業債	△5,900	総合公園整備事業費 △5,900
28 給食センター建設事業債	1,653,500	給食センター建設事業費 1,653,500
33 喜連川高校跡地整備事業債	△3,800	喜連川高校跡地整備事業費 △3,800
34 菖蒲沢公園整備事業債	△4,000	菖蒲沢公園整備事業費 △4,000
3 温泉施設維持管理事業債	△25,200	温泉施設維持管理事業費 △25,200

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2		総務費	2,986,218	109,040	3,095,258	△2,254	△20,700	105,948	26,046
	1	総務管理費	2,521,245	113,638	2,634,883		△20,700	105,948	28,390
		1 一般管理費	1,083,387	132,190	1,215,577			100,000	32,190
		5 財産管理費	171,550	0	171,550		△20,700		20,700
		7 企画費	259,369	△9,500	249,869				△9,500
		8 基金費	32,152	5,948	38,100			5,948	
		9 情報処理費	268,308	△15,000	253,308				△15,000
	4	選挙費	50,942	△4,598	46,344	△2,254			△2,344
		3 さくら市長 選挙費	6,373	△2,344	4,029				△2,344
		5 栃木県知事 選挙費	17,997	△2,254	15,743	△2,254			

3		民生費	7,923,279	△89,572	7,833,707	△67,889	△22,100		417
	1	社会福祉費	3,476,984	△37,949	3,439,035	△15,933			△22,016
		3 国民健康保 険費	292,056	△16,699	275,357	△12,819			△3,880

2 総務費
(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委 託 料	32,190	○ふるさとづくり寄附事業 業務委託料 基金積立金	132,190
24 積 立 金	100,000		32,190 100,000
		(財源更正)	
12 委 託 料	△6,000	○公共交通計画再構築事業 業務委託料 機械器具費	△9,500
17 備 品 購 入 費	△3,500		△6,000 △3,500
24 積 立 金	5,948	○基金積立事業 基金積立金	5,948 5,948
12 委 託 料	△5,000	○住民情報関連システム管理事業 庁用器具費 ○庁内業務情報システム管理事業 業務委託料	△10,000
17 備 品 購 入 費	△10,000		△10,000 △5,000 △5,000
1 報 酬	△62	○さくら市長選挙費 その他非常勤職員報酬 時間外勤務手当 食糧費 印刷製本費 通信運搬費 業務委託料 使用料 賃借料 交付金	△2,344
3 職 員 手 当 等	△598		△62
10 需 用 費	△272		△598
11 役 務 費	△1,207		△20
12 委 託 料	△146		△252
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	△48		△1,207
18 負担金、補助 及び交付金	△11		△146
3 職 員 手 当 等	△1,374	○栃木県知事選挙費 時間外勤務手当 庁用器具費	△41
17 備 品 購 入 費	△880		△7 △11
27 繰 出 金	△16,699	○国民健康保険特別会計繰出金 他会計繰出金	△2,254 △1,374 △880 △16,699 △16,699

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		5 老人福祉費	248,289	0	248,289	△3,114			3,114
		6 介護保険費	625,541	△21,250	604,291				△21,250
	2	児童福祉費	3,717,255	△51,623	3,665,632	△51,956	△22,100		22,433
		1 児童福祉総務費	1,874,367	96,097	1,970,464	72,074	△22,100		46,123
		5 児童措置費	950,852	△147,720	803,132	△124,030			△23,690

4		衛生費	1,662,319	13,541	1,675,860				13,541
	1	保健衛生費	950,140	13,541	963,681				13,541
		3 母子保健費	137,449	13,541	150,990				13,541

5		農林水産業費	607,760	124,310	732,070	45,650	26,400		52,260
	1	農業費	586,690	124,310	711,000	45,650	26,400		52,260
		3 農業振興費	96,487	△13,920	82,567	△15,600			1,680
		5 農地費	179,866	138,230	318,096	61,250	40,400		36,580
		7 農業構造改善費	116,938	0	116,938		△14,000		14,000

節		説 明
区 分	金 額	
		(財源更正)
27 繰 出 金	△21,250	○介護保険特別会計繰出金 △21,250 他会計繰出金 △21,250
12 委 託 料	75,000	○施設型給付・地域型給付等事業 96,920 業務委託料 75,000
18 負担金、補助 及び交付金	21,097	負担金 21,920 ○子育てのための施設等利用給付事業 △823 負担金 △823
19 扶 助 費	△147,720	○児童手当支給事業 △147,720 扶助費 △147,720

22 償還金、利子 及び割引料	13,541	○妊娠・出産包括支援事業 1,778 償還金 1,778 ○出産・子育て応援交付金事業 11,763 償還金 11,763

18 負担金、補助 及び交付金	△13,920	○農業振興事務 1,680 補助金 1,680 ○担い手への農地集積推進事業 △3,000 交付金 △3,000 ○栃木の米づくりプロジェクト推進事業 △3,600 補助金 △3,600 ○農地利用効率化等支援交付金 △9,000 補助金 △9,000
12 委 託 料	9,100	○市の堀用水改修事業 39,530 負担金 39,530
14 工 事 請 負 費	89,600	○農業用ため池防災減災対策事業 98,700 業務委託料 9,100
18 負担金、補助 及び交付金	39,530	工事請負費 89,600
		(財源更正)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6		商工費	1, 856, 863	0	1, 856, 863		△25, 200		25, 200
	1	商工費	1, 856, 863	0	1, 856, 863		△25, 200		25, 200
		3 観光費	163, 205	0	163, 205		△25, 200		25, 200

7		土木費	2, 431, 248	△68, 162	2, 363, 086	△19, 100	△35, 200		△13, 862
	1	土木管理費	157, 993	△9, 054	148, 939	△7, 015			△2, 039
		1 土木総務費	157, 993	△9, 054	148, 939	△7, 015			△2, 039
	2	道路橋梁費	906, 972	△9, 000	897, 972		△8, 100		△900
		1 道路維持費	421, 997	0	421, 997		900		△900
		2 道路建設改良費	474, 919	△9, 000	465, 919		△9, 000		
	4	都市計画費	1, 264, 050	△50, 108	1, 213, 942	△12, 085	△9, 600		△28, 423
		1 都市計画総務費	1, 007, 564	△24, 411	983, 153	△1, 385			△23, 026
		3 公園費	252, 289	△25, 697	226, 592	△10, 700	△9, 600		△5, 397
	5	住宅費	82, 233	0	82, 233		△17, 500		17, 500
		1 住宅管理費	66, 882	0	66, 882		△17, 500		17, 500

9		教育費	3, 048, 231	1, 835, 176	4, 883, 407	181, 621	1, 639, 800		13, 755
	6	保健体育費	754, 709	1, 835, 176	2, 589, 885	181, 621	1, 639, 800		13, 755
		2 体育施設費	209, 442	0	209, 442		△13, 700		13, 700
		3 学校給食費	419, 380	1, 835, 176	2, 254, 556	181, 621	1, 653, 500		55

節		説 明
区 分	金 額	
		(財源更正)

12 委 託 料	△600	○公共工事受託事業 業務委託料	△600 △600
18 負担金、補助 及び交付金	△8,454	○木造住宅耐震診断・改修事業 補助金	△8,454 △8,454
		(財源更正)	
18 負担金、補助 及び交付金	△9,000	○橋梁架替事業 負担金	△9,000 △9,000
18 負担金、補助 及び交付金	△1,500	○区画整理事業特別会計繰出金 他会計繰出金	△22,911 △22,911
27 繰 出 金	△22,911	○空家等対策事業 補助金	△1,500 △1,500
10 需 用 費	△2,000	○桜の郷づくり事業 工事請負費	△11,500 △11,500
12 委 託 料	△491	○花と緑の小都市推進事業 消耗品費	△2,000 △2,000
14 工 事 請 負 費	△23,206	○公園施設長寿命化対策事業 業務委託料 工事請負費	△12,197 △491 △11,706
		(財源更正)	

		(財源更正)
12 委 託 料	3,512	○給食センター建設事業 1,835,176

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	

11		公債費	1,750,000	△33,000	1,717,000				△33,000
	1	公債費	1,750,000	△33,000	1,717,000				△33,000
		1 元金	1,700,000	△26,000	1,674,000				△26,000
		2 利子	50,000	△7,000	43,000				△7,000

節		説 明
区 分	金 額	
14 工 事 請 負 費	1,368,564	業務委託料 3,512 工事請負費 1,368,564
17 備 品 購 入 費	463,100	機械器具費 463,100

22 償還金、利子 及び割引料	△26,000	○市債償還元金 償還金 △26,000 △26,000
22 償還金、利子 及び割引料	△7,000	○市債償還利子 利子及び割引料 △7,000 △7,000

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率(月分)	その他 の手当	計		
補正後	長 等	3		27,180	11,169 (3.40)	372	38,721	7,335	46,056
	議 員	18	74,100		24,146 (3.40)		98,246	21,518	119,764
	その他の 特 別 職	1,281	82,522				82,522		82,522
	計	1,302	156,622	27,180	35,315	372	219,489	28,853	248,342
補正前	長 等	3		27,180	11,169 (3.40)	372	38,721	7,335	46,056
	議 員	18	74,100		24,146 (3.40)		98,246	21,518	119,764
	その他の 特 別 職	1,287	82,584				82,584		82,584
	計	1,308	156,684	27,180	35,315	372	219,551	28,853	248,404
比 較	長 等	0		0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0		0		0	0	0
	その他の 特 別 職	△ 6	△ 62				△ 62		△ 62
	計	△ 6	△ 62	0	0	0	△ 62	0	△ 62

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(243) 345	468,070	1,270,538	946,406	2,685,014	546,888	3,231,902	
補正前	(243) 345	468,070	1,270,538	948,378	2,686,986	546,888	3,233,874	
比 較	(0) 0	0	0	△ 1,972	△ 1,972	0	△ 1,972	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	27,490	37,332	19,762	919	125,316	2,265
	補正前	27,490	37,332	19,762	919	127,288	2,265
	比 較	0	0	0	0	△ 1,972	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	44,675	359,551	307,648	20,810	0	638
	補正前	44,675	359,551	307,648	20,810	0	638
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(2) 319	0	1,193,504	744,945	1,938,449	414,252	2,352,701	
補正前	(2) 319	0	1,193,504	746,917	1,940,421	414,252	2,354,673	
比 較	(0) 0	0	0	△ 1,972	△ 1,972	0	△ 1,972	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	27,490	21,351	19,762	919	121,489	2,265
	補正前	27,490	21,351	19,762	919	123,461	2,265
	比 較	0	0	0	0	△ 1,972	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	44,675	261,250	224,296	20,810	0	638
	補正前	44,675	261,250	224,296	20,810	0	638
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A + B - C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普 通 債	12,917,197	12,271,257	4,886,280	1,648,811	15,508,726
(1) 総務	5,755,553	5,283,309	64,780	601,379	4,746,710
(2) 民生	288,000	230,356	28,300	55,104	203,552
(3) 衛生	297,808	269,328	84,600	28,335	325,593
(4) 農林水産	495,330	487,621	77,600	61,389	503,832
(5) 商工	80,410	71,590	0	8,820	62,770
(6) 土木	2,481,972	2,435,836	688,300	417,197	2,706,939
(7) 消防	505,196	798,136	28,900	62,759	764,277
(8) 教育	3,012,928	2,695,081	3,913,800	413,828	6,195,053
2 災害復旧費	76,683	60,303	9,900	13,566	56,637
(1) 公共土木施設	38,566	33,193	0	5,159	28,034
(2) 農林水産業施設	38,117	27,110	9,900	8,407	28,603
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	12,993,880	12,331,560	4,896,180	1,662,377	15,565,363

議案第14号

令和6年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業 特別会計補正予算（第2号）

令和6年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,291万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,487万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和7年2月26日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
4 繰	入	金	
		1 他	会 計 繰 入 金
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
228, 239	△22, 911	205, 328
228, 239	△22, 911	205, 328
247, 781	△22, 911	224, 870

歳 出

款	項
1 土 地 区 画 整 理 事 業 費	
	1 土 地 区 画 整 理 事 業 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
88,935	△22,911	66,024
88,935	△22,911	66,024
247,781	△22,911	224,870

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	上阿久津台地土地区画整理事業	1,342

令和6年度氏家都市計画事業上阿久津台地
土地区画整理事業特別会計補正予算
(第2号) に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

款		補 正 前 の 額
4 繰	入 金	228,239
歳 入 合 計		247,781

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
△22,911	205,328	
△22,911	224,870	

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
1 土 地 区 画 整 理 事 業 費	88,935	△22,911
歳 出 合 計	247,781	△22,911

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
66, 024				△22, 911	
224, 870				△22, 911	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		繰入金	228,239	△22,911	205,328
	1	他会計繰入金	228,239	△22,911	205,328
		1 一般会計繰入金	228,239	△22,911	205,328

4 繰入金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	△22,911	一般会計繰入金 △22,911

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		土地区画整理事業費	88,935	△22,911	66,024				△22,911
	1	土地区画整理事業費	88,935	△22,911	66,024				△22,911
		2 事業費	71,677	△22,911	48,766				△22,911

1 土地区画整理事業費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	△22,911	○上阿久津台地土地区画整理事業 業務委託料 △22,911 △22,911

議案第15号

令和6年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度さくら市国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,094万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億5,957万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項
8 繰 入 金		
	1 他 会 計 繰 入 金	
	2 基 金 繰 入 金	
9 繰 越 金		
	1 繰 越 金	
歳 入		合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
254,440	△16,700	237,740
254,439	△16,699	237,740
1	△1	0
20,000	177,640	197,640
20,000	177,640	197,640
3,998,639	160,940	4,159,579

歳 出

款		項	
1 総務費			
	1 総務管理費		
2 保険給付費			
	1 療養諸費		
	2 高額療養費		
	6 傷病手当費		
6 健康事業費			
	2 健康事業費		
7 基金積立金			
	1 基金積立金		
9 諸支出金			
	1 償還金及び還付加算金		
歳出		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
22,958	△2,631	20,327
21,323	△2,631	18,692
2,880,011	85,442	2,965,453
2,494,404	72,871	2,567,275
370,202	12,708	382,910
138	△137	1
57,989	△947	57,042
11,037	△947	10,090
19,380	46,503	65,883
19,380	46,503	65,883
7,456	32,573	40,029
7,456	32,573	40,029
3,998,639	160,940	4,159,579

令和6年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算
(第2号) に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

款			補 正 前 の 額
8 繰	入	金	254,440
9 繰	越	金	20,000
歳 入 合 計			3,998,639

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
△16,700	237,740	
177,640	197,640	
160,940	4,159,579	

歳 出

款					補正前の額	補 正 額
1	総	務	費		22,958	△2,631
2	保	険	給	付	2,880,011	85,442
6	保	健	事	業	57,989	△947
7	基	金	積	立	19,380	46,503
9	諸	支	出	金	7,456	32,573
歳 出 合 計					3,998,639	160,940

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
20, 327				△2, 631	
2, 965, 453				85, 442	
57, 042				△947	
65, 883				46, 503	
40, 029				32, 573	
4, 159, 579				160, 940	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
8		繰入金	254,440	△16,700	237,740
	1	他会計繰入金	254,439	△16,699	237,740
		1 一般会計繰入金	254,439	△16,699	237,740
	2	基金繰入金	1	△1	0
		1 財政調整基金繰入金	1	△1	0

9		繰越金	20,000	177,640	197,640
	1	繰越金	20,000	177,640	197,640
		1 その他繰越金	20,000	177,640	197,640

8 繰入金
(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 保険基盤安定繰入金	△13,366	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	△13,366
2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	△3,396	保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	△3,396
3 未就学児均等割保険料繰入金	△196	未就学児均等割保険料繰入金	△196
5 産前産後保険料繰入金	△135	産前産後保険料繰入金	△135
7 財政安定化支援事業繰入金	383	財政安定化支援事業繰入金	383
8 その他一般会計繰入金	11	療養給付費負担金減額分繰入金	11
1 財政調整基金繰入金	△1	財政調整基金繰入金	△1
1 繰越金	177,640	前年度繰越金	177,640

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	22,958	△2,631	20,327				△2,631
	1	総務管理費	21,323	△2,631	18,692				△2,631
	1	一般管理費	20,268	△2,631	17,637				△2,631

2		保険給付費	2,880,011	85,442	2,965,453				85,442
	1	療養諸費	2,494,404	72,871	2,567,275				72,871
	1	一般被保険者療養給付費	2,462,510	72,871	2,535,381				72,871
	2	高額療養費	370,202	12,708	382,910				12,708
	1	一般被保険者高額療養費	370,000	12,708	382,708				12,708
	6	傷病手当費	138	△137	1				△137
	1	傷病手当金	138	△137	1				△137

6		保健事業費	57,989	△947	57,042				△947
	2	保健事業費	11,037	△947	10,090				△947
	2	疾病予防費	9,729	△947	8,782				△947

7		基金積立金	19,380	46,503	65,883				46,503
	1	基金積立金	19,380	46,503	65,883				46,503
	1	財政調整基金積立金	19,380	46,503	65,883				46,503

9		諸支出金	7,456	32,573	40,029				32,573
---	--	------	-------	--------	--------	--	--	--	--------

1 総務費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 報 償 費	△165	○国民健康保険事務 報償金 通信運搬費 業務委託料
11 役 務 費	△1,500	
12 委 託 料	△966	
		△2,631 △165 △1,500 △966

18 負担金、補助 及び交付金	72,871	○一般被保険者療養給付費 負担金	72,871 72,871
18 負担金、補助 及び交付金	12,708	○一般被保険者高額療養費 負担金	12,708 12,708
18 負担金、補助 及び交付金	△137	○傷病手当金 負担金	△137 △137

11 役 務 費	△17	○糖尿病重症化予防事業 手数料 業務委託料 ○受診行動適正化指導事業 業務委託料	△606 △17 △589 △341 △341
12 委 託 料	△930		

24 積 立 金	46,503	○国民健康保険財政調整基金積立金 基金積立金	46,503 46,503

--	--	--	--

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	1	償還金及び 還付加算金	7,456	32,573	40,029				32,573
	5	保険給付費 等交付金返 還金	1	29,124	29,125				29,124
	6	療養給付費 負担金返還 金	1	118	119				118
	9	災害臨時特 例補助金返 還金	0	79	79				79
	12	保険者努力 支援交付金 返還金	0	3,252	3,252				3,252

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子 及び割引料	29,124	○県保険給付費等交付金返還金 償還金 29,124 29,124
22 償還金、利子 及び割引料	118	○療養給付費等負担金返還金 償還金 118 118
22 償還金、利子 及び割引料	79	○災害臨時特例補助金返還金 償還金 79 79
22 償還金、利子 及び割引料	3,252	○保険者努力支援交付金返還金（事業費分）保険者努力支 援交付金分 償還金 2,447 2,447 ○保険者努力支援交付金返還金（事業費分）特別調整交付 金分 805 805 償還金

議案第16号

令和6年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度さくら市後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,371万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,056万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
4 繰	越	金	
		1 繰	越 金
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1	13,717	13,718
1	13,717	13,718
616,852	13,717	630,569

歲 出

款				項							
4	諸	支	出	金							
					2	繰	出		金		
歳				出				合		計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
687	13,717	14,404
1	13,717	13,718
616,852	13,717	630,569

令和6年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号) に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

款		補 正 前 の 額
4 繰	越 金	1
歳 入 合 計		616,852

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
13,717	13,718	
13,717	630,569	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
4 諸	支 出 金	687	13,717
歳 出 合 計		616,852	13,717

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
14,404				13,717	
630,569				13,717	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		繰越金	1	13,717	13,718
	1	繰越金	1	13,717	13,718
		1 繰越金	1	13,717	13,718

4 繰越金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	13,717	前年度繰越金 13,717

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4		諸支出金	687	13,717	14,404				13,717
	2	繰出金	1	13,717	13,718				13,717
		1 他会計繰出金	1	13,717	13,718				13,717

4 諸支出金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
27 繰 出 金	13,717	○他会計繰出金 13,717 他会計繰出金 13,717

議案第17号

令和6年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度さくら市介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,688万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億104万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 保 險 料	
	1 介 護 保 險 料
3 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
	2 国 庫 補 助 金
4 支 払 基 金 交 付 金	
	1 支 払 基 金 交 付 金
5 県 支 出 金	
	1 県 負 担 金
	2 県 補 助 金
8 繰 入 金	
	1 一 般 会 計 繰 入 金
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
859,852	△39,100	820,752
859,852	△39,100	820,752
891,179	△40,424	850,755
668,287	△34,000	634,287
222,892	△6,424	216,468
1,023,327	△45,900	977,427
1,023,327	△45,900	977,427
537,849	△20,212	517,637
524,128	△21,250	502,878
13,721	1,038	14,759
625,076	△21,250	603,826
625,076	△21,250	603,826
4,167,927	△166,886	4,001,041

歳 出

款		項	
2 保 險 給 付 費			
		1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	
6 諸 支 出 金			
		2 繰 出 金	
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
3,668,973	△170,000	3,498,973
3,363,930	△170,000	3,193,930
209,307	3,114	212,421
15,634	3,114	18,748
4,167,927	△166,886	4,001,041

令和6年度さくら市介護保険特別会計補正予算
(第4号) に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

款					補 正 前 の 額			
1	保	険	料		859,852			
3	国	庫	支	出	金	891,179		
4	支	払	基	金	交	付	金	1,023,327
5	県	支	出	金	537,849			
8	繰	入	金	625,076				
歳 入 合 計							4,167,927	

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
△39,100	820,752	
△40,424	850,755	
△45,900	977,427	
△20,212	517,637	
△21,250	603,826	
△166,886	4,001,041	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
2	保 険 給 付 費	3,668,973	△170,000
6	諸 支 出 金	209,307	3,114
歳 出 合 計		4,167,927	△166,886

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
3, 498, 973	△63, 750		△45, 900	△60, 350	
212, 421	3, 114				
4, 001, 041	△60, 636		△45, 900	△60, 350	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		保険料	859,852	△39,100	820,752
	1	介護保険料	859,852	△39,100	820,752
		1 第 1 号被保険者保険料	859,852	△39,100	820,752
3		国庫支出金	891,179	△40,424	850,755
	1	国庫負担金	668,287	△34,000	634,287
		1 介護給付費負担金	668,287	△34,000	634,287
	2	国庫補助金	222,892	△6,424	216,468
		1 調整交付金	188,416	△8,085	180,331
		2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	19,872	1,661	21,533
4		支払基金交付金	1,023,327	△45,900	977,427
	1	支払基金交付金	1,023,327	△45,900	977,427
		1 介護給付費交付金	994,256	△45,900	948,356
5		県支出金	537,849	△20,212	517,637
	1	県負担金	524,128	△21,250	502,878
		1 介護給付費負担金	524,128	△21,250	502,878
	2	県補助金	13,721	1,038	14,759
		1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	12,420	1,038	13,458
8		繰入金	625,076	△21,250	603,826
	1	一般会計繰入金	625,076	△21,250	603,826
		1 介護給付費繰入金	458,622	△21,250	437,372

1 保険料
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 特別徴収保険料	△39,100	現年度分 △39,100

1 現年度分	△34,000	介護給付費国庫負担金 △34,000
1 現年度分	△8,085	調整交付金国庫補助金（介護給付） △8,500 調整交付金国庫補助金（地域支援事業） 415
1 現年度分	1,661	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 1,661

1 現年度分	△45,900	介護給付費交付金 △45,900

1 現年度分	△21,250	介護給付費県負担金 △21,250
1 現年度分	1,038	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 1,038

1 現年度分	△21,250	介護給付費繰入金 △21,250

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2		保険給付費	3,668,973	△170,000	3,498,973	△63,750		△45,900	△60,350
	1	介護サービス等諸費	3,363,930	△170,000	3,193,930	△63,750		△45,900	△60,350
	2	地域密着型介護サービス給付費	766,000	△170,000	596,000	△63,750		△45,900	△60,350

6		諸支出金	209,307	3,114	212,421	3,114			
	2	繰出金	15,634	3,114	18,748	3,114			
	1	他会計繰出金	15,634	3,114	18,748	3,114			

2 保険給付費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	△170,000	○地域密着型介護サービス給付事業 負担金 △170,000 △170,000

27 繰 出 金	3,114	○繰出金 他会計繰出金 3,114 3,114